

財団法人松江市教育文化振興事業団

埋藏文化財課年報Ⅹ

平成17年度



財団法人 松江市教育文化振興事業団

鵜灘山遺跡他

本調査は、鹿島中学校の校地拡大を伴う校舎建て替え工事に先立ち発掘調査を実施したものである。調査区は鵜灘山遺跡と大勝間山城跡の2ヶ所に分かれており、前者は松江市鹿島町名分747-1他1筆、後者は鹿島町名分656-1他2筆に位置している。

あたりを見渡すと、鹿島中学校の校庭西側には国指定史跡佐太講武具塚の白い標柱がその存在をアピールするほか、校庭南東の山頂には鵜灘山古墳群、西側では調査区でもある大勝間山城跡、そしてさらに西側には江戸時代に開削された運河、佐陀川が静かに流れている。調査区周辺には縄文から近世そして現在へと続く、活発で幅広い人間達の活動痕跡が残されているようである。

①鵜灘山遺跡

北向きの緩傾斜地に位置している。最初に確認したのは周溝を伴う円形竪穴建物跡である。建物の半分は現中学校の敷地に入っていたため調査は実施していない。この建物跡の平面プラン精査中には小さな赤い粒（焼土の小片）のほかに小さなエメラルドグリーンの粒を数多く確認した。何だろう？と思いつつ遺構の掘り込みを開始すると、グリーンタフの管玉未成品4点が床面他から出土した。この円形竪穴建物内ではグリーンタフを原料とする玉作りがおこなわれていたようである。鹿島町御津にグリーンタフの岩脈が露出しており、材料調達地は極めて近い。この玉作り工房の時期は、周溝内に落ち込んで出土した土器より弥生時代後期初頭と判断される。

ところで、この円形竪穴建物跡は特に北側が削平されて床面が傾斜し、非常に残存状況が悪い。周辺からは多数のピットが検出されており、その内の1つのピット埋土中から土師皿が出土した。詳細な時期は不明だが、このあたりでは弥生時代以降にも人々の活発な活動が行われていたようである。

調査区東側では古墳時代前期か？と推察される加工段のほか、等間隔で1列にならぶ大きなピット4ヶ所を検出した。床面からは14世紀頃の陶磁器片が出土した。

②大勝間山城跡

大勝間山は平地の独立丘陵である。諸方面に向けて非常に見通しが良いが、中世の山城としては珍しい立地といえる。

尼子方の福瀬内膳正の築城であるが、尼子復興戦の時には毛利に占拠されて真山の向城となっており、「雲陽軍実記」等には「尼子方はこの城を奪還すべく三刀屋氏に兵800人を預けたが、鉄砲戦の末に三刀屋氏は討ち死にした」というような記載もある。

この山城は大半が削り取られて中学校の敷地等となっており、その全容は今となっては想像がつかない。今回発掘調査を実施したが、積極的に山城の遺構といえる痕跡を見出すことはできなかった。ただ、江戸時代に開削された、運河、佐陀川の厚い揚げ土層が検出されたことは非常に興味深いものであった。

(江川幸子)



大勝間山城跡

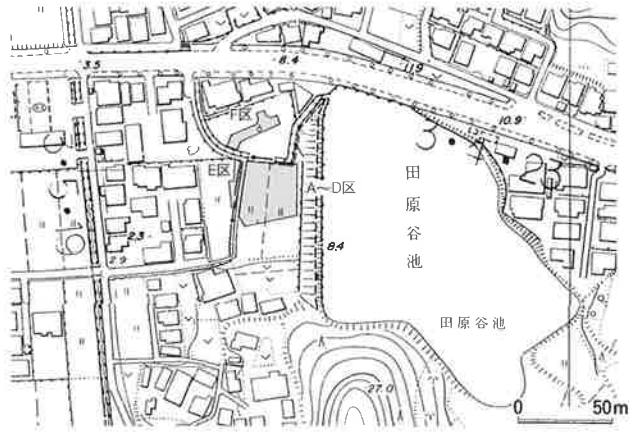


鵜灘山遺跡・竪穴建物跡

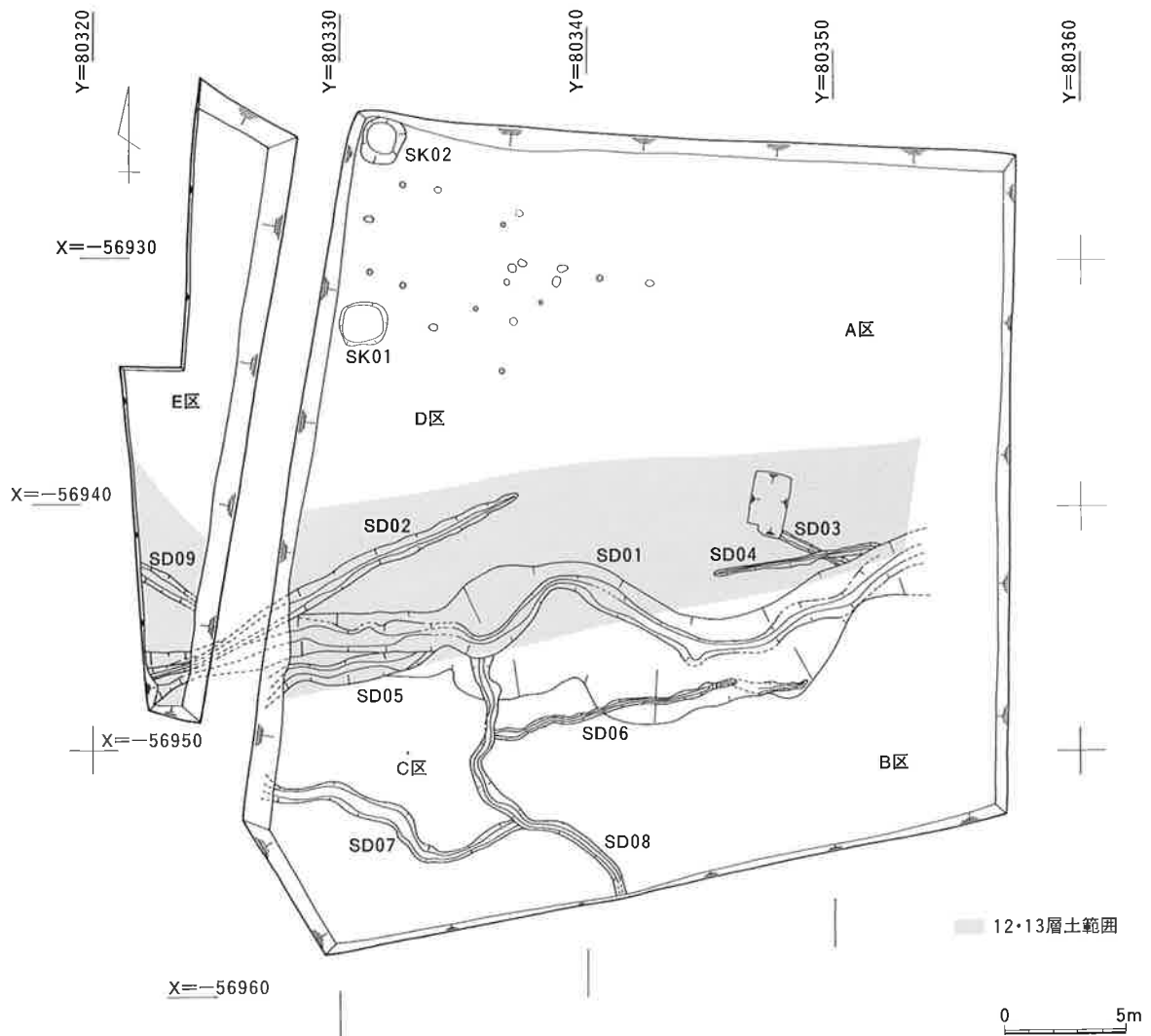
二反田遺跡

1. はじめに

本遺跡は松江市の市街地から北方へ約2 kmの春日町59番地ほかに所在する。通称「城北通り」と呼ばれる道路の南側、標高4～6 m前後に位置し、現況はA～E区が水田、F区が南向き緩斜面の畑地である。民間の宅地開発計画に伴い、平成17年度に調査を実施したもので、A～E区の884㎡を7～8月に行い、F区の180㎡を翌年1～2月に行った。



調査地区配置図 (1/4,000)



A～E区遺構配置図 (1/300)

2. 調査の概要

(1) A～E区

検出した遺構は自然流路9条、円形土塋2基、ピット19穴である。調査地の北側で検出した円形土塋とピット群は、堆積土層の検討から上部を中近世の水田造成時に削平されたものと見られ、一部を除き本来の規模や掘り込まれたレベル、機能、時期などの詳細を明らかにすることはできなかった。自然流路はほぼ原形を保っていると見られ、古墳時代のもの（SD03、04）、弥生時代のもの（SD02）、縄文期から存在すると考えられるもの（SD01）などがある。

調査区中央を東から西に流れる自然流路（SD01～04）上には弥生時代終末期から古墳時代前期の遺物を中心とし、少量の遺物の認められる古墳時代中期を下限とした遺物包含層（12、13層）が帯状にあり、大量の遺物が出土した。弥生時代終末期の遺物としては甕が多く見られ、古墳時代前期の遺物として鼓形器台、低脚坏などが目に付く。中期の遺物には単純口縁の甕がある。この12、13層からは石器も多く出土し、石斧、石鏃、凹石、楔形石器、石核などがある。またさらに上層には中世までの遺物包含層の堆積があり、弥生時代から古墳時代の遺物に加えて、奈良平安時代の須恵器類、中世の土師質土器などが出土している。これらの遺物包含層の様相から、当該地の上流側（北、東、南側）に各時代の遺跡が埋もれていることが推定される。

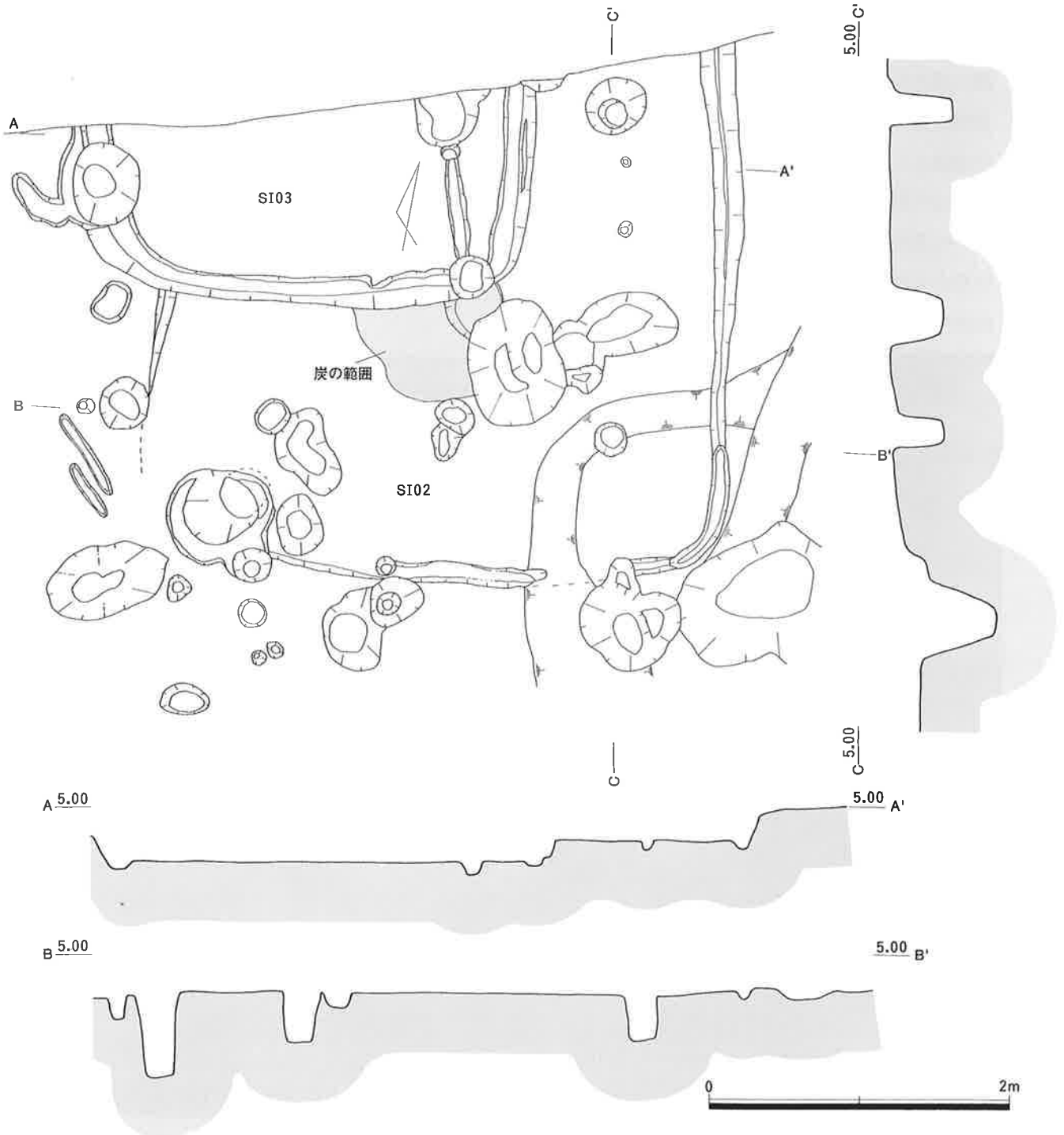


A～D区調査後全景（南から）

(2) F区

F区はA～E区の北側に隣接する畑地にあり、造成予定地の道路部分にあたる。調査区東半は堆積層が薄く、地山面も削平された痕跡があり、遺構・遺物ともになかったが、西半は厚い堆積層があり、地山面から3棟の竪穴建物跡（S I 0 1～0 3）が検出された。

S I 0 1は全体の半分弱が検出された直径4 m前後に復元できる円形竪穴建物跡である。周壁は最大高20cmが残存し、周壁の下には壁体溝が明瞭に検出されたが、支柱穴と思われるピットは無く、上



S I 0 2・0 3実測図 (1/400)

屋の構造は不明である。平面プラン及び床面の石鏝から弥生後期前葉以前のもものと推定される。

S I 0 2 と 0 3 は隅丸方形の竪穴建物跡で一部が重なっている。このうち、古い方の建物跡 S I 0 2 は東西長 4 m、支柱穴の位置から推定して南北長も 4 m 前後と考えられる。支柱穴 4 本のうち 3 本を検出した。中央ピットは床面のやや南東寄りにあり、ピット内から西側床面にかけて厚い炭の広がりが見られた。この建物跡の上に掘り込んで造られた新しい建物跡 S I 0 3 は東西長が 3 m あるが、建物跡の大半が調査区外にあるため全体の形状は不明である。これら 2 棟の建物跡床面にはいずれも鼓形器台が据えられた状態で出土している。遺構に前後関係はあるものの、ふたつの鼓形器台に形状の違いは見られないことから、この 2 棟はあまり時を経ずして建て替えられたものと見られる。

(瀬古諒子)



F区 S I 0 2 ・ S I 0 3 遺構・遺物検出状況



S I 0 2 出土鼓形器台



S I 0 3 出土鼓形器台

勝負奥遺跡

1. はじめに

本遺跡は松江市南郊の乃白町字勝負奥1013-1に所在する。標高9～20mの北東向き谷斜面に位置し、調査前は山林であった。集合住宅新築工事に伴い平成17年4月から6月に調査を行ったもので、調査に要した日数は51日間、調査面積は約560㎡である。

2. 調査の概要

現表土の下には1m近い厚みの赤褐色土が堆積していたが、無遺物層であったためこれを重機で取り除き、旧表土以下を人力により調査した。谷上部から下部に向かって順次調査を行い、谷最上部で竪穴住居跡1棟、中部で用途不明土壇1基を検出し、遺物包含層からコンテナ10箱分の土器（弥生土器、縄文土器、須恵器）と石器（石鏃、スクレイパー、剥片）が出土した。

〔竪穴住居跡〕

隅丸方形の住居跡である。4.4×5mの範囲を現存で約60cm掘りくぼめて造っている。住居跡の基盤層は山側半分が地山、谷側半分は堆積土である。床面には支柱穴が4本あり、床面中央より東寄りに上部を2段に掘り込まれた中央ピットが存在する。周壁の下には壁体溝が廻り、床面を横切る溝によって中央ピットともつながる。若干の炭のひろがり中央ピットの縁から床面にかけて認められた。他に小規模なピットが2穴見られたが、どういう役割をもっていたのかよくわからない。住居跡の山側外部には断面U字状の排水溝が掘り込まれている。現道に接する部分は道路保全のため調査できなかったが、半円状に続いているものと思われる。

遺物は床面から土器の平底のもの、埋土中から複合口縁の甕、高坏などの土器類、やりがんな等が出土した。埋土中の土器他はこの住居が廃絶した後に周辺から入り込んだもので、その特徴から弥生後期中葉のものと思われるが、同じ特徴を持つ土器類がこの住居跡の基盤層下方でも出土していることから、この竪穴住居は弥生後期中葉のうちに建てられ、廃絶したものと考えられる。

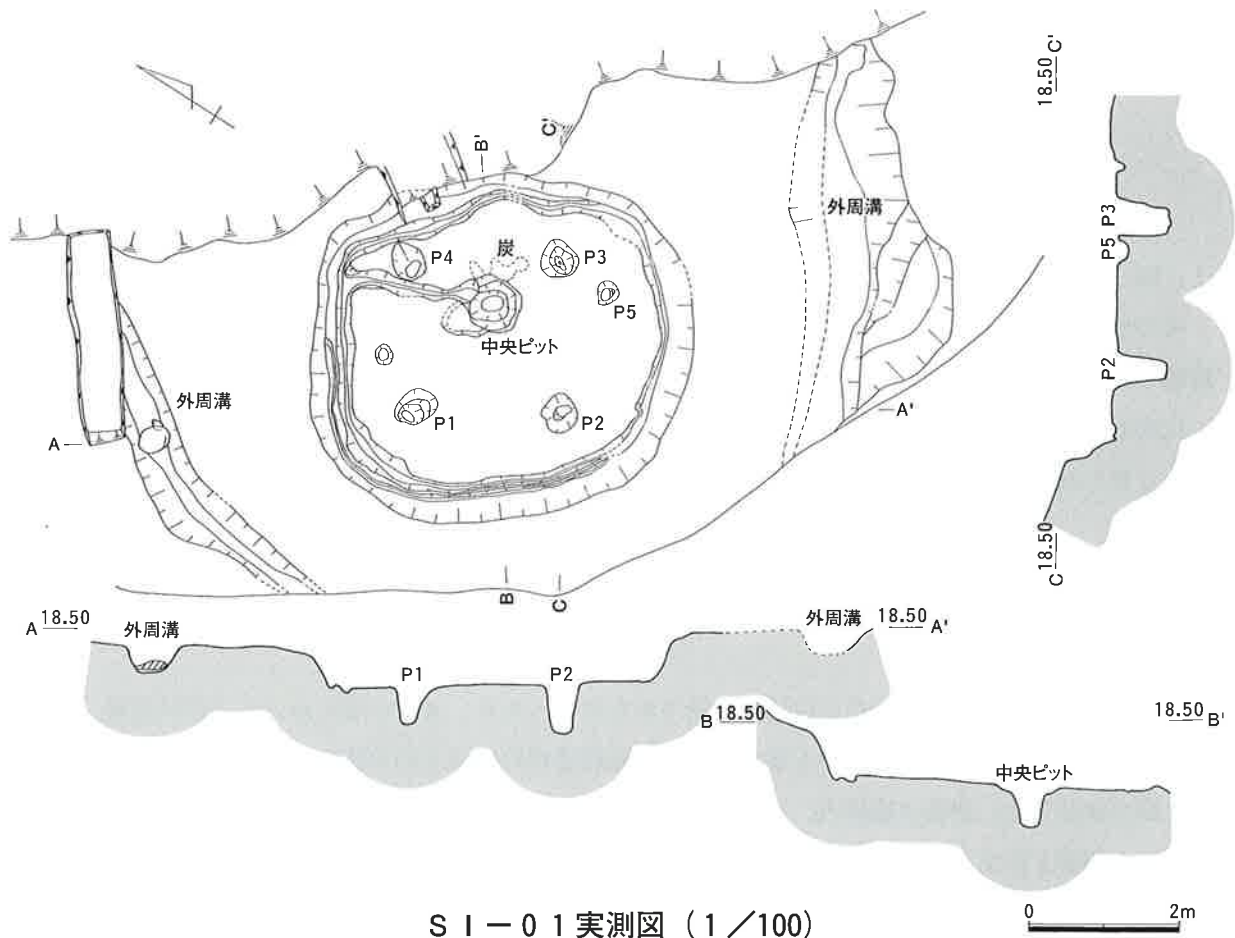
〔包含層の出土遺物〕

谷部の遺物包含層からは、弥生中期土器・後期土器のほかに、後期縄文土器・石器も出土した。石器は石鏃、スクレイパー、石錐などの製品に加えて、黒曜石製の石核・剥片などが多く出土しており、近辺で石器製作が行われたことが明らかになった。

(瀬古諒子)



遺跡位置図 (1/50,000)



勝部奥遺跡調査後 (南西より)

矢の原Ⅱ遺跡

1. はじめに

矢の原Ⅱ遺跡は松江市上乃木九丁目1657-1に所在する。松江総合運動公園補助陸上競技場北側に隣接し、現況は山林である。

民間の宅地開発計画に伴い、松江市教育委員会で試掘調査を行ったところ、当該地より住居跡のプランと見られる土層が検出されたことから、平成17年12月に発掘調査を実施することになったものである。

現地調査は12月5日から開始し、11日間を要して、12月26日に終了した。

2. 調査の概要

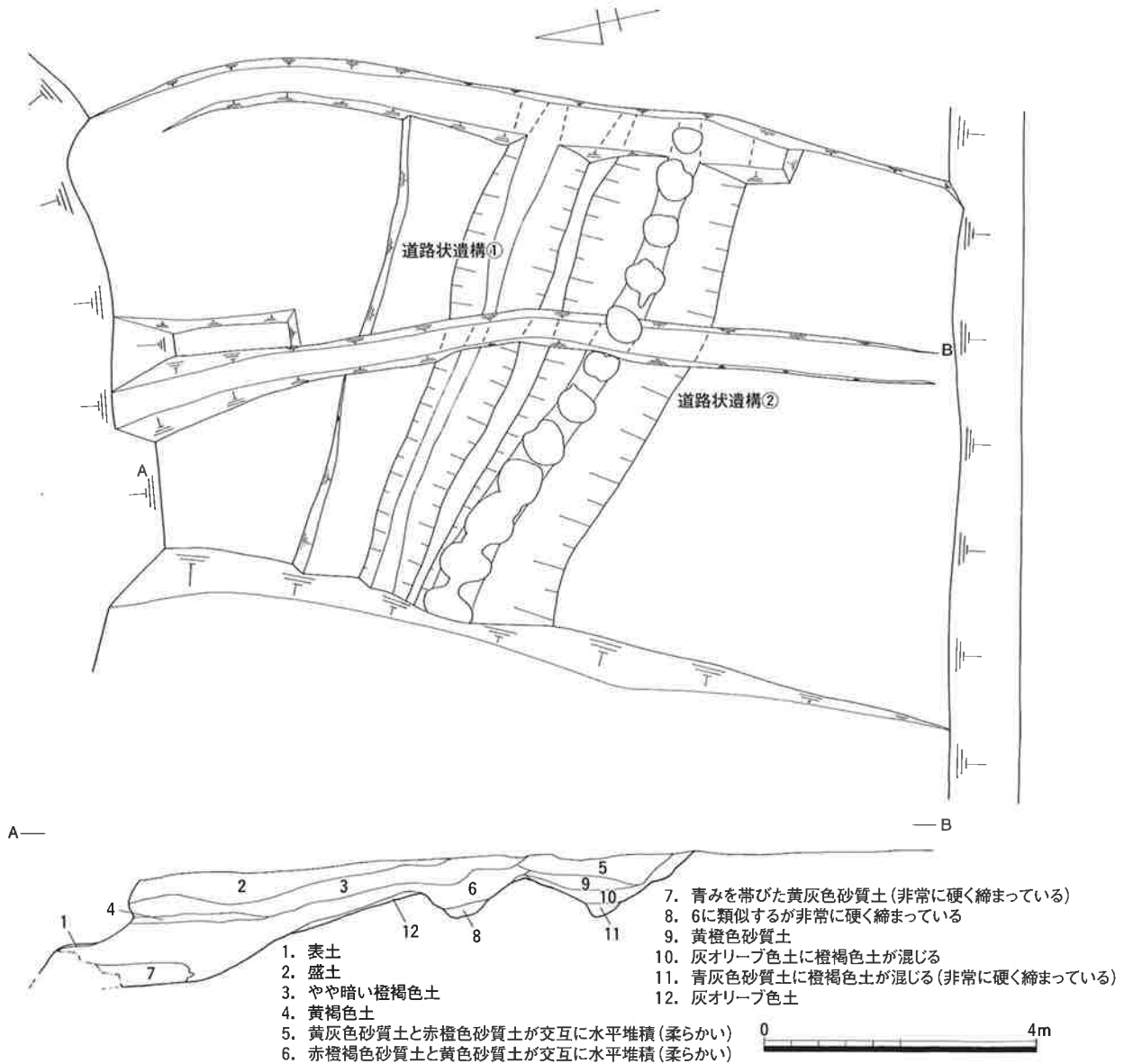
調査の結果、指摘された地点に住居跡は見つからなかったが、より下層において道路状遺構2条を検出した。また、中央トレンチの土層断面で、道路状遺構の造成土の可能性のある非常に硬く締まった土層を確認した。遺物は遺構内、遺構外あわせて7点が出土し、その内訳は須恵器4片、土師質土器2片、陶器1片であった。

(1) 調査地の地形

調査地は、南側を道路によって運動公園の山と切り離され、北側を円弧状にカットされて残った東西に細長く伸びる台地上のほぼ東端に位置している。東側は一段高く造成された駐車場である。調査地内は標高22.40m前後の平坦面をなす。東西長9m、南北長11mの広さがあり、南側道路の歩道面からは1m前後の高さがある。



遺跡位置図(1/2,500)



矢の原Ⅱ遺跡調査成果図 (1/100)

(2) 土層の堆積状況

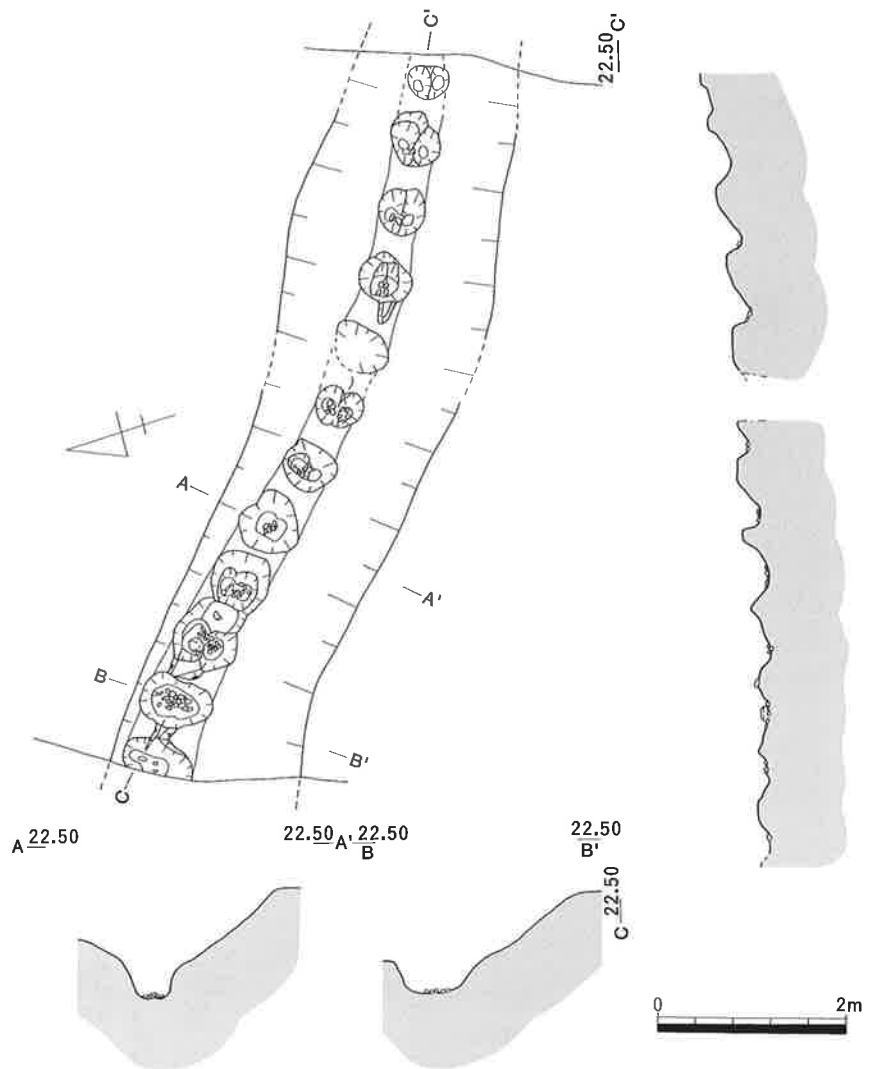
表土の下は調査区南側3分の1が地山であった。調査区中央部には旧表土から地山を穿って造られた道路状遺構が東西に2条走る。調査区北側3分の1は旧表土が北に向かって約1.3m傾斜して下った後やや平坦に変わる。旧表土の下は地山であった。

試掘時に住居跡があるとされたのは③層下面である。③層は若干の炭と須恵器小片、土師質土器片を含み、北に向かって緩やかに傾斜する。③層の上に盛土された②層は調査地付近の地形を平坦にするための造成土と見られ、調査地中央から南側を削ってならした可能性が高い。ごく新しい時期のものであろう。

道路状遺構①と②の堆積土には切り合いがあり、道路状遺構①が後で造られている。道路状遺構①の堆積土⑥層は砂質土の水平堆積が顕著であるが、上端を越えて北側へ流れ出し、最大90cmの厚みに堆積している。

⑥層と旧表土の間に⑦層がある。中央トレンチの北端で⑥層を60cmばかり掘下げたところでこの層

にあたり、当初は地山と勘違いしたほどガチガチに固まった土層であった。しかし一方南の端は⑥層と混ざり合うような形であいまいにもやもやとなり、さらに旧表土が下にもぐりこんでいったため、地山ではなく盛土であることが判明した。現地指導を受けた結果、これも道路状遺構の一部と考えられたが、調査期間の関係でトレンチ両壁での確認にとどまり、面的な調査ができなかったことを反省するものである。



道路状遺構② (1/80)

(3) 道路状遺構①

正確には南東から北西に向かって降るもので、

旧表土面から掘り込まれている。検出長は7.6m、上端幅0.8~1.4m、下端幅15~50cm、地山面までの深さ50cmを測る。断面形は地山面でU字状を呈するが、底面に埋まった⑧層が硬く締まった土層であるため、道路面は⑧層上面の可能性があり、そうであれば、断面形は逆台形である。

遺物は埋土上層から摩滅した土師質土器の底部片が出土した。

(4) 道路状遺構②

やはり南東から北西に向かって降るもので、検出長は8.2m、上端幅は1.7~2.3mを測る。地山底面には連続ピットが掘り込まれており、上端直径は50~70cm、深さは20~30cmである。ピットの形状には特徴があり、普通に上端から下端へ落ちるものは少なく、大半は内部が2つに分かれて下端が2つあるもので占められている。そして底面と底面、その間の僅かに高まった稜線一帯に小石を敷き、ピット内一杯より数センチ高めまで硬く締まった青灰色の砂質土を埋めている。この⑩層上面が道路面だったのであろう。

遺物は⑩層中及びピット間の地山直上から古墳時代後期のものと思われる須恵器坏蓋の天井部、須恵器の甕の底部付近が出土した。

3. おわりに

今回の調査で発見された道路状遺構②は、丘陵の中腹に付けられた山道で、集落と集落、集落と耕作地、集落と里山などを繋ぐ日常道路として大事な道だったのであろう。そのため道作りには工夫をこらし、底面に連続的にピットを穿って小石を敷き、排水が良くぬかるみにくい砂質土で埋めて固め、道路面を保つための地下構造として造作したものと考えられる。この遺構の時期は古墳時代後期の須恵器だけが出土していることから、これと同時期かこれよりやや降る時期が想定できる。

その後、この道が埋まり終わるまでに道路状遺構①を造っている。こちらは底面からの遺物の出土がなく、時期が特定できない。

トレンチ断面で確認した第3の道路状遺構については、道路状遺構①②とちがい、掘り込んで作るのではなく、盛土をして道路面を作るものである。側溝が設けられなかったため雨水等により南端部のもやもやした土層が形成されたものと推測される。旧表土上に盛土されていることから道路状遺構①と同じ頃に機能していた可能性がある。(瀬古諒子)



矢の原Ⅱ遺跡（西より）

山津遺跡 G 区

G区は5年間継続した県道本庄福富松江線の道路拡幅工事に伴う山津窯跡および山津遺跡の発掘調査のトリを飾った？調査である。

南に隣接するF区では9世紀頃の須恵器片を敷いた小道が検出されたため、その続きを追いかけるべく調査に入ったが、検出できたものはなんと砂層が堆積する細い自然流路であった。自然流路は南の峠方向から山津窯跡群に向けて流れていたようであるが、その水源がどこにあったのかがわからない。何せこの水路の上流に水が集まるような谷地形が存在していないのだ。考えられることは、湧水の放水路であった可能性である。G区南接のF区では地形がやや高くなり、さらに南接するE区ではレベルが若干下がっており、そこの田地を掘るとあちこちから勢いのある湧水が確認された。E区から水路を引いていたのかもしれないが、F区では全くその痕跡が見られなかったので、G区に近い場所に水源があった可能性も考えられる。G区の水路の両脇から完形に近い須恵器が大量に出土したこと、この限られた範囲から土馬5体が出土したことは水辺の祭祀を彷彿とさせるものではないだろうか。須恵器の時期はその大部分が7世紀末頃であった。(江川幸子)



自然流路と遺物出土状況

松江城下町（松江裁判所）試掘調査

I. 調査に至る経緯

松江市は江戸時代の区画を現在に残す城下町である。今回の試掘調査地である都市計画道路城山北公園線沿線は、江戸時代には武家屋敷が建ち並び、松江城大手前へと続くメインの通りの一つとして機能していたと考えられる。今回、城山北公園線の拡幅に伴い、沿線においての埋蔵文化財の確認をするために、広島高等裁判所松江支部敷地内において試掘調査を実施することとなった。

II. 調査地の歴史

今回の調査地周辺は、江戸時代の区画を今に残す松江市街地で、1607年からの松江城築城に伴い城下町として造成された土地である。江戸時代以前には湿地帯が広がっていた。

江戸時代には、調査地の所在する母衣町は、隣接する殿町とともに、「内山下^{うちさんげ}」と呼ばれ、武家屋敷が建ち並び、整然とした街並が整備されていた。調査地である広島高等裁判所松江支部敷地内には、主の変化は見られるものの、江戸時代を通し、300石程度の武家屋敷が二軒建っていたようである。当地に広島高等裁判所松江支部が建てられたのは、明治23年のことである。

III. 調査の概要

裁判所敷地内における、道路拡幅予定地内にT1～T5の計5本のトレンチを設定した。各トレンチにおける概要は以下の通りである。

< T 1 >

裁判所前庭西半の西端に設定した長さ4m×幅1.5mのトレンチである。表土下約30cmでは明治期（昭和期？）のものと考えられる来待石製の溝が検出されているが、その他の明確な遺構は検出できなかったが、埋土中からは多量の瓦と陶磁器が出土しており、時期不明の焼台なども出土している。陶磁器の年代は18世紀後半～19世紀代が中心である。

< T 2 >

裁判所前庭西半に設定した長さ4m×幅1.5mのトレンチである。トレンチ北半は、明治以降に大きく攪乱を受けており、土層断面には江戸期のものと考えられる土坑（瓦溜まり）がみられ、多量の瓦と陶磁器が出土している。

< T 3 >

裁判所前庭中央付近に設定した長さ5m×幅1.5mのトレンチである。土坑状の遺構を5基検出している。断面には山からもってきたと考えられる明黄橙色の地山土で構成された埋土がみられ造成の跡が顕著にみられる。江戸時代初期と想定している面の下に見られる石列（または石敷き）は、屋敷地造成の作業時に用いられたものの可能性がある。

< T 4 >

裁判所前庭東半に設定した長さ4m×幅1.5mのトレンチである。遺構は検出されておらず遺物量も少ないが、やや古い17世紀代のものとみられる肥前系の碗が出土している。

< T 5 >

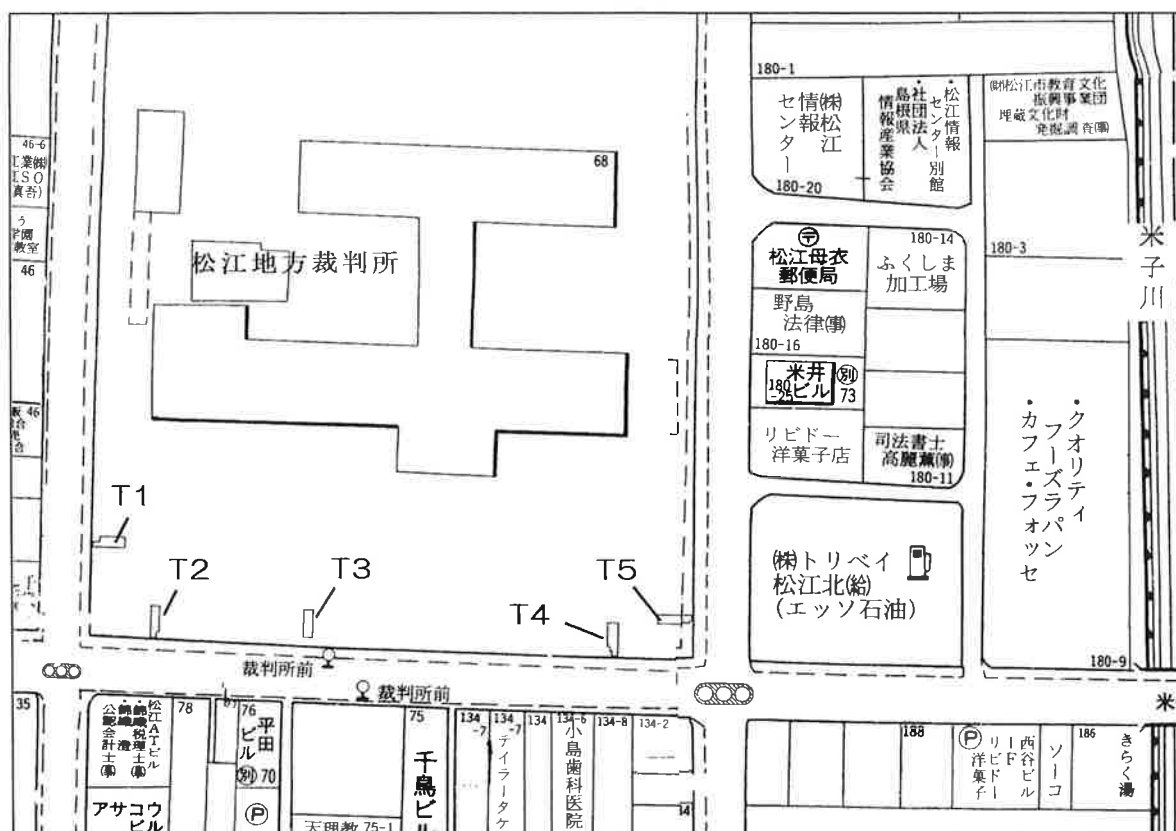
裁判所前庭東半の東端に設定したトレンチで出土遺物は少ないが、T 4と同様の、17世紀代のものとみられる肥前系の碗と、17世紀後半頃の碗や三島手の鉢も出土している。

IV. まとめ

各トレンチにおいて、城下町形成時に造成したと考えられる造成土を確認することができた。遺物は全般的に18世紀～19世紀代のものが多く、17世紀末のものがごくわずかあるものの、城下町形成当時の遺物は見られなかった。武家屋敷の構造を考えると、大手前通りは玄関部の庭が位置すると想定されることから、今回の試掘調査では明確な遺構の検出は困難であったと考えられる。

本試掘調査終了後の、平成17年11月26～27日には、島根県市町村振興センターにて一般市民を対象にした調査成果の速報展を実施した。近隣の住民方々の来場も多く、説明者とやりとりしながら熱心に見学したり写真に収めたりする姿が目立った。今回の調査はトレンチ調査であり、調査成果も限られたものであったが、市民の関心の高さには手ごたえを感じる事が出来た。

松江城下町関連の試掘調査として平成17年度には旧日銀支店長宅跡の調査も実施したが、これも僅かな試掘調査であった。しかしながら、旧松江城下町は未だ発掘調査による明確な確認はされておらず、本調査は今後の調査に解明の糸口を見出させるものになったと考える。(落合昭久)



松江裁判所トレンチ配置図 (1/1,150)